

## 質問書に対する回答

(工事名) 札樽自動車道 神威橋床版取替工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書 P16、P44、P47</p> <p>P16 では素地調整により発生するケレンカス及び研削材、鉛含有廃塗膜の運搬費処分費は協議となっておりますが、P44 に研削材・ケレンカス及び廃塗膜の数量が想定されており、P47 にはケレンカス及び研削材の積込・運搬・処分の費用は契約単価に含むとなっております。</p> <p>どちらが正しいのでしょうか。</p>	<p>ケレンカス及び研削材の集積箇所からの積込・運搬・処分に要する費用は、特記仕様書 18-2(4) の内容のとおり、監督員と受注者との協議し定めるものとします。</p> <p>なお、特記仕様書 24-11-1 塗替塗装の記載内容の一部に誤謬が確認されましたので、別添のとおり訂正します。</p>
2	<p>特記仕様 P30、P31</p> <p>特記仕様書 P30、P31 に素地調整は本特記仕様書 24-11-1 によるものとするがありますが、研削材・ケレンカス及び廃塗膜の積込・運搬・処分の費用は契約単価に含むのでしょうか。</p>	<p>契約単価に含みません。監督員と別途協議となります。</p>

以上